

事業 No.1 子育てエンジョイカード事業（子育て支援対策事業）（子ども若者課）

評価結果=廃止

(新)	(旧)
<p><取りまとめコメント></p> <p>1 当事業は子育て世代の経済的な負担の軽減に繋がっておらず、提供されるサービス内容についても子育て世代の求める内容になっているのか疑問である。</p> <p>2 子育て世代が真に何を求め、何を不足と感じているかについて把握すべきであり、その結果に立った施策を打ち出すべきである。</p> <p>3 <u>2の結果を踏まえ、佐渡市全体における子育て支援関連事業を見渡した上で、当事業が必ずしも行政が実施すべき事業であるとの説明ができれば、廃止されたい。</u></p> <p>4 事業の廃止にあたっては、利用者・協賛店の理解を得ながら2～3年程度をかけて段階的に廃止すべきである。</p>	<p><取りまとめコメント></p> <p>1 <u>少額とはいえ行政が予算執行している事業である以上、費用対効果は把握すべきである。</u></p> <p>2 当事業は子育て世代の経済的な負担の軽減に繋がっておらず、提供されるサービス内容についても子育て世代の求める内容になっているのか疑問である。</p> <p>3 子育て世代が真に何を求め、何を不足と感じているかについて把握すべきであり、その結果に立った施策を打ち出すべきである。<u>当事業がそのような施策になっているとは言い難く余り有る。</u></p> <p>4 事業の廃止にあたっては、利用者・協賛店の理解を得ながら2～3年程度をかけて段階的に廃止すべきである。</p>

① 評価結果が「廃止」であるので、1～4にかけて廃止に向けた流れとした。(旧)の書きぶりでは3と4の間が急展開過ぎると感じた。

② (旧)1のコメントは委員個別のコメントと記載しているため、「廃止」に向けた取りまとめコメントとしては不要とした。

事業 No.2 キャリアアップ支援事業補助金（雇用促進の支援事業）（地域振興課）

評価結果＝事業全体の抜本的な見直し

(新)	(旧)
<p><取りまとめコメント></p> <p>1 当事業による成果を客観的なデータを用いて説明できないことは問題である。この問題は制度設計に起因するものであり、何をもって成果とするのかについて整理が必要である。</p> <p>2 当事業の利用が特定の事業所に偏っているという実態に鑑みると、佐渡市内の企業・事業者・雇用者が必ずしも正社員化を求めているのか疑問である。</p> <p>3 国の制度を引用しながら佐渡市として上乗せ補助をしている現状である。その上乗せ分については社会保険料相当分のことであるが、そのニーズはどのくらいあるのか。</p> <p>4 上記1～3の課題解決のためには、<u>佐渡市内の企業・事業者・雇用者がどのような補助制度を望んでいるかの把握</u>が必要である。その結果により、国の制度に上乗せするという合理的な説明ができなくなるようであれば、補助金等交付基準を遵守し上乗せ分を廃止されたい。</p>	<p><取りまとめコメント></p> <p>1 当事業による成果を客観的なデータを用いて説明できないことは問題である。この問題は制度設計に起因するものであり、何をもって成果とするのかについて整理が必要である。</p> <p>2 佐渡市内の企業・事業者・事業所が必ずしも正社員化を求めているのか疑問である。</p> <p>3 国の制度を引用しながら佐渡市として上乗せ補助をしている現状である。その上乗せ分については社会保険料相当分のことであるが、そのニーズはどのくらいあるのか。</p> <p>4 上記1～3の課題解決のためには、<u>佐渡市における雇用ニーズの把握</u>が必要である。その結果により、国の制度に上乗せするという合理的な説明ができなくなるようであれば、補助金等交付基準を遵守し上乗せ分を廃止されたい。</p>

① 個別の評価結果および取りまとめコメント内容を踏まえ、評価結果を「事業の一部改善」から「事業全体の抜本的な見直し」に変更しました。

② (旧) 4の記載内容のうち「佐渡市における雇用ニーズ」の持つ意味が不明確であったので修正した。

③ 各々の委員のコメントにも「ニーズ」「雇用ニーズ」との文言があるが、①の修正内容によって概ね収斂されるものと判断する。

事業 No.3 身体障害者通所費助成金・通院交通費助成金（障害者外出支援事業）（社会福祉課）

評価結果＝事業全体の抜本的な見直し

(新)	(旧)
<p><取りまとめコメント></p> <p>1 扶助的な要素が強く、<u>必要な制度である。しかしながら、制度内容の見直しによる費用の精査は必要である。</u></p> <p>2 他課が実施する助成制度と重複があることについては、縦割りの弊害が強く表れたものと憂慮せざるを得ない。しかし、<u>聖域ともとれる扶助的補助事業の制度内容の見直しに切り込む姿勢については高く評価する。</u></p> <p>3 見直しにあたっては現状把握に努め、必要なサービスが必要としている人に行き届くよう、より良い事業に改めていただきたい。</p> <p>4 <u>当事業の評価結果については「事業の一部改善」が妥当と考える。しかしながら、行政の縦割りの弊害の解消については「抜本的な見直し」を求める。</u>今回の見直し内容が、扶助的補助事業全般の見直しの模範となることを期待する。</p>	<p><取りまとめコメント></p> <p>1 扶助的な要素が強く必要な制度であるが、制度内容の見直しによる費用の精査は必要である。</p> <p>2 他課が実施する助成制度と重複があることについては、縦割りの弊害が強く表れたものと憂慮せざるを得ない。しかし、<u>佐渡市合併以来見直してこなかった制度内容を見直すことについては高く評価する。</u></p> <p>3 見直しにあたっては現状把握に努め、必要なサービスが必要としている人に行き届くよう、より良い事業に改めていただきたい。</p> <p>4 今回の見直し内容が、扶助的補助事業全般の見直しの模範となることを期待する。</p>

① (旧) 1を読み誤らないために丁寧な表現に改めた。

② (旧) 2の内容（佐渡市合併以来見直してこなかった～）は非常に遺憾なものである。4に続く前段として、正しい意味が伝わるように改めた。

③ 個別の評価結果および取りまとめコメント内容を踏まえ、(新) 4に評価結果についての捕捉を記載しました。

事業 No.4 老人クラブ運営事業補助金（老人クラブ活動事業）（高齢福祉課）

評価結果＝事業内容の一部改善

(新)	(旧)
<p><取りまとめコメント></p> <p>1 <u>老人クラブ以外にも類似の活動をしている団体・組織があり、当補助金は必ずしも公平とは言い難い。</u></p> <p>2 団体運営費補助については、公益的業務の見直しや事業補助への転換等の必要な措置を講じ、既得権化しないことが求められている。今後も老人クラブに対して補助金を支出するのであれば、老人クラブに公益的な役割または業務を担っていただくべきではないか。</p> <p>3 施策・事業の推進の方向が「老人の心身の健康の保持」にあるのであれば、これに特化し、事業を見直していただきたい。地域や団体に対する福祉事業については、類似事業が行政や公的団体、民間団体によってバラバラに実施されている。これらの精査と併せて見直していただきたい。</p>	<p><取りまとめコメント></p> <p>1 <u>「60歳＝老人」という考え方を見直すべきである。</u></p> <p>2 団体運営費補助については、公益的業務の見直しや事業補助への転換等の必要な措置を講じ、既得権化しないことが求められている。今後も老人クラブに対して補助金を支出するのであれば、老人クラブに公益的な役割または業務を担っていただくべきではないか。<u>老人クラブ数の減少に任せるのではなく、何とか減少しないための手立てと併せて考えるべきではないか。</u></p> <p>3 施策・事業の推進の方向が「老人の心身の健康の保持」にあるのであれば、これに特化し、事業を見直していただきたい。地域や団体に対する福祉事業については、類似事業が行政や公的団体、民間団体によってバラバラに実施されている。これらの精査と併せて見直していただきたい。</p>

- ① (旧) 1については委員個別のコメントとしても記載している。実際問題として「老人」「高齢者」における年齢区分に明確な定義がないことから、委員会の取りまとめコメントとしては主観的過ぎると判断。
- ② (旧) 2の後段について、会員数の増加に関するコメントは委員個別のコメントとしても記載しているが、この問題を抱えるのは老人クラブに限ったことではない。このあたりの考え方について不公平感が見られるため(新) 1に記載した。